

四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月2日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第36号

四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

四日市市後期高齢者医療に関する条例（平成20年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（市において行う事務）</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)から(7)まで （略）</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第7条の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9)</u> （略）</p>	<p>（市において行う事務）</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)から(7)まで （略）</p> <p><u>(8)</u> （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（健康福祉部保険年金課）